

業務委託仕様書

- 1 委託件名
庭園管理業務委託
- 2 委託場所
草加市柿木町261番地1
草加市総合福祉センターであいの森
- 3 委託期間
平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
- 4 支払方法
業務完了払(年4回払)
- 5 業務内容
 - (1) 庭園管理の範囲・・・建物及び付帯設備の場所
 - (2) 庭園管理の区分
 - ① 定期庭園管理・・・委託期間を通じて計画的に行う作業
 - ② その他の庭園管理・・・必要に応じて随時行う作業
 - (3) 庭園管理の内容
管理内容については別紙工程表を参照のうえ作成し着手のこと。
 - (4) 作業時間
指定された時間内に作業すること。
 - (5) 作業員数
作業可能な人員数
- 6 異常、事故の報告
作業員は作業中に所内で発生した異常事故を発見したときは、速やかに適切な処置を講じるとともに職員に報告しなければならない。
- 7 負担区分
作業に必要な用具及び材料は受託者の負担とする。
ただし、作業に必要な電気、水道等は委託者の負担とする。
- 8 解除等について
 - (1) 委託者が作業を不完全と認めた場合、再度作業をさせることができる。
また、この指示に従わない場合は、契約を解除することができる。
 - (2) 契約を誠実に履行しないと委託者が認めたときは、契約を解除する。
- 9 本仕様書に記載されない事項で庭園樹木消毒および、除草作業に必要なことが発生した場合は、協議のうえ対応に努めることとする。
- 10 業務完了報告書
各業務完了後、写真を添付し業務完了報告書を提出すること。

11 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

12 問い合わせ先

草加市総合福祉センターであいの森 担当：能城
電話 048(936)2791

庭園管理業務委託計画工程表

委託名		庭園管理業務委託						現場責任者			住所		
		総合福祉センターであいの森 平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで						8	9	10	11	12	受託者 氏名
委託場所	委託期間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
種別	月												
準備工	除草	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
	機械刈り		■	■	■	■	■	■	■	■			
施肥	高木常緑樹												
	高木落葉樹												
剪定	中木												
	低木			■									
	藤棚			■									
害虫駆除	高木			■				■	■	■			
	中低木			■				■	■	■			
雨樋清掃													■